

入 札 告 示

札幌市告示第 413 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 5 年 1 月 30 日

札幌市長 秋 元 克 広

記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市建設局土木部業務課事務係（電話 011-211-2612）

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称
デジタルフルカラー複合機保守管理業務（業務課・道路課・工事課設置分）
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで（12 ヶ月間）
- (4) 履行場所
〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 8 階
札幌市建設局土木部業務課・道路課・工事課
- (5) 入札方法
月額で行う。入札金額は、仕様書に示した 1 月あたりの予定数量に区分ごとの 1 枚あたりの単価（以下「単価」という。）を乗じて得た金額の合計金額（月額）を記載することとする。
また、入札書の提出の際には、別紙「単価内訳書」を入札者の印で割印のうえ添付し、単価については銭の単位（1 円未満 2 桁）まで記載してよいこととする。
入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、落札決定は入札書に記載された月額総価の比較により行い、契約は単価内訳書に記載された単価で行う。また、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (5) 平成 31 年度～令和 4 年度札幌市入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」に登録されている者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先
上記 1 に同じ。なお、入札説明書は下記 URL のホームページからもダウンロードできる。
<http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/stn/dobokubu/ekimu/ippan4/hukugoukihosyu.html>
- (2) 開札の日時及び場所
令和 5 年 2 月 14 日（火）9 時 30 分
札幌市役所本庁舎 8 階会議室（1 号）（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）
- (3) 入札書の提出場所及び問合せ先
上記 1 に同じ。
- (4) 入札書の受領期限
令和 5 年 2 月 13 日（月）16 時 00 分（送付の場合は必着のこと）
- (5) 開札
上記 4(2)の場所にて行う。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

- (3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要
(5) 最低制限価格の設定 無
(6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記の審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を

落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して 3 日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記 3 に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者による入札を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。